平成２２年（フ）第２１７４号
京都市中京区壬生朱雀町24番地36
債務者　堂野　正樹
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
大阪府高槻市南芥川町８－１　高槻第２コーポラス120号室、住民票上の住所京都市右京区鳴滝音戸山町11番地の46
債務者　遠藤　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
京都府長岡京市長法寺川原谷４番地の１　グラン・ドムール長岡京１―101
債務者　福田麻衣子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
京都府宇治市五ヶ庄寺界道80、住民票上の住所京都府宇治市小倉町南浦30番地の81
債務者　焼肉丸晴こと　佐渡　和也
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
京都市南区久世中久世町３丁目51番地　レジデンス中久世103号、住民票上の住所京都市北区紫野東御所田町43番地３
債務者　吉田　晃久
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３号
香川県三豊市三野町下高瀬2722番地
債務者　圖子　　芳（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２３年（フ）第１１号
大分県日田市大字西有田470番地１　市営坂井町住宅
債務者　横山真由美
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１２号
大分県日田市大字高瀬254番地７　梅野ハイツ
債務者　中村　文子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第２７号
福岡県大牟田市大字勝立602番地６
債務者　小山　美香（旧姓釘崎）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県大牟田市大字久福木580番地３
債務者　堺　　博美（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第３３号
福岡県大牟田市大字三池759番地２
債務者　吉谷　文子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第９４号
北海道苫小牧市ときわ町２丁目20番５号
債務者　大川原　泉
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３２２号
仙台市青葉区台原５丁目４番46号　セザール台原101
債務者　熊谷　悦子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
仙台市太白区八木山南１丁目４番地の13　コーポいとう107
債務者　阿部　正弘
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４４号
仙台市青葉区八幡７丁目９番22号
債務者　大山　保作
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
宮城県気仙沼市本吉町登米沢９番地７
債務者　千葉　賢二
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第９号
宮城県気仙沼市太田１丁目８番２号
債務者　尾形　光枝
1　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部